

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(1) 事業者指導及び監視強化

- ③ 不適正処理の撲滅（市町村や警察などと連携した監視パトロール、監視カメラなどの設置）
- ④ 関係機関と連携した情報共有と対応（「島根県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」などとの連携）

(1) 事業目的

未だ根絶に至っていない不法投棄などの不適正処理を防止します。

(2) 取組状況

不法投棄されやすい地域を重点監視地域に指定し、啓発看板や監視カメラの設置、不法投棄監視モニターの配置を行い、市町村とも連携して定期的なパトロールを実施しました。また、保健所に配置された警察職員OBの廃棄物適正処理指導員により、県警と連携した不法投棄防止の活動を行いました。

環境省、海上保安庁、県警本部、（一社）しまね産業資源循環協会から構成される「島根県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」による一斉監視パトロールを春と秋の年2回行うと共に、環境保全への理解と関心がある企業等の協力団体による日常業務での監視パトロールや通報を行うなどの連携を行っています。

【担当課】

| 所属名 | 問い合わせ先 |
|------------|--------------|
| (主) 廃棄物対策課 | 0852-22-6790 |